

令和3年度中小企業及び小規模企業者 のための施策活用ガイドブック

与謝野町を拠点にされている中小企業・小規模企業の方が利用することのできる補助事業を紹介しています

令和3年4月12日版

人・自然・伝統

与謝野で織りなす 新たな未来



与謝野町

中小企業・小規模企業者支援事業ガイドブック 目次

◆ページ順

与謝野町

与謝野町産業振興補助金	3
与謝野町金融支援補助金	9
与謝野町織物業生産設備補助金	10
与謝野町WITH・AFTERコロナ対策チャレンジ支援事業	12

京都府

小規模企業等経営基盤強化支援事業	13
産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業	14
企業連携型ビジネス創出支援事業	15

経済産業省（中小企業庁）

IT導入補助金	16
ものづくり補助金	17
小規模事業者持続化補助金	18
事業再構築補助金	19

第2期与謝野町ひと・しごと・まち創生総合戦略	20
------------------------	----

◆支援対象別

◆新規事業・事業拡大

- ・与謝野町産業振興補助金
- ・与謝野町WITH・AFTERコロナ対策チャレンジ支援事業
- ・小規模企業等経営基盤強化支援事業
- ・産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業
- ・企業連携型ビジネス創出支援事業
- ・事業再構築補助金

◆販路開拓・拡大

- ・与謝野町産業振興補助金
- ・小規模企業等経営基盤強化支援事業
- ・産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業
- ・ものづくり補助金
- ・小規模事業者持続化補助金

◆商店街支援

- ・与謝野町産業振興補助金

◆知的財産

- ・与謝野町産業振興補助金

◆新商品・新製品開発

- ・与謝野町産業振興補助金
- ・ものづくり補助金

◆事業効率化・経営改善・人材育成

- ・与謝野町産業振興補助金
- ・企業連携型ビジネス創出支援事業

◆IT導入・デジタル化支援

- ・与謝野町産業振興補助金
- ・与謝野町WITH・AFTERコロナ対策チャレンジ支援事業
- ・IT導入補助金

与謝野町産業振興補助金



与謝野町では、がんばる事業者の皆さんの活躍を応援する9種類の支援制度を設けており、新型コロナウイルス感染症の対応としてもご活用いただけます。詳細に関しては4～8頁に記載しています。

- 01 創業等支援事業
- 02 国内・海外販路開拓支援事業
- 03 新商品・新製品開発事業
- 04 人材育成事業
- 05 アンテナショップ支援事業
- 06 知的財産権取得支援事業
- 07 商業活性化支援事業
- 08 オンライン販売強化支援事業
- 09 リクルーティング強化事業

創業・事業拡大・事業転換
町内事業所・団体が行う販路開拓事業
新商品・新製品を開発する事業者
外部から講師を招聘する研修
空き店舗を活用した特産品等の販売促進
知的財産権の取得
地域の特色を生かした魅力ある商店街づくり
インターネットを通じて非対面での販売強化
採用の強化

いずれの制度も事前審査が必要ですので、支援を受けようと思われる方は、着手される前に相談をお願いします。

事業期間

交付決定日～令和4年3月31日（木）

産業振興補助金については、交付要件の一つに「町税の滞納がないこと」を要件としております。

令和3年度産業振興事業費補助金等の申請時には、下記の事項にご留意いただき、納税証明書を手元のうえ手続いただきますようお願いいたします。

- ① 町税等納税証明書の申請窓口
与謝野町役場税務課（加悦庁舎）※野田川・本庁舎では発行できません。
- ② 証明書交付手数料 300円（1通につき）
- ③ 「町税等納税証明書請求書」及び「町税等納税証明書」を税務課に提出し、証明書の交付を受けて下さい。

町財政が厳しい状況にある中、各種団体向け、個人・企業向け（一部制度）の補助金を5%削減します。ご理解いただきますようお願い申し上げます

問い合わせ先

与謝野町 商工振興課 〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798-1

連絡先 TEL：0772-43-9012

FAX：0772-46-2851

E-mail：shokoshinko@town.yosano.lg.jp

01 創業等支援事業

創業・事業拡大・事業転換の設備等に
係る経費の一部を補助します。

対象となる方

新たに商工業を開業、現在の事業を継続しながら事業を拡大、現在の事業を縮小・廃止し、新たな事業を起こす方

支援内容

申請条件

- ① 事業所等は町内に設けていただくことが必要です。
- ② 申請される法人または個人事業主は町内に住所を有する方に限ります。
- ③ 補助金の交付は開業年度に限ります。
- ④ 事業拡大・事業転換は日本標準産業分類の中分類を越えた事業分野へ拡大・転換を条件とします。(製造業は事業拡大の条件が一部異なりますので、商工振興課まで)

概要		補助対象経費	補助金額
創業	新たに商工業を開業する場合、経費の一部を補助します。	設備等に 係る費用	100万円以上の投資に対して30万円
事業拡大	現在の事業を継続しながら事業を拡大する場合、経費の一部を補助します。		
事業転換	現在の事業を縮小・廃止し、新たに事業を起こす場合、経費の一部を補助します。		※経費の一部に研修等が含まれる場合は、人材育成事業の活用が可能

02 国内・海外販路開拓支援事業

町内事業所・団体が行う販路開拓事業に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

自社で企画、製造等をした商品・製品の販路開拓事業を希望される町内中小企業・小規模企業者・団体

支援内容

申請条件

国内の場合は、府外（京都市を除く）で販路開拓を行う場合に限り、同一会場での販路開拓事業については、3回までとします。

概要	補助対象経費	補助金額
自社で企画、製造等をした商品・製品の販路開拓に要する経費の一部を補助します。	見本市・イベント等参加料、催事会場使用料、ブース料、宣伝販売員業務委託料、通訳・翻訳料、広告宣伝費、展示物作製委託料、運搬料、パッケージデザイン作成料等	対象経費の1/3以内で、上限20万円（国内）、40万円（海外） ※年度内1回限り

03 新商品・新製品開発事業

事業者が新商品、新製品を開発する経費の一部を補助します。

対象となる方

新商品、新製品の開発を希望される町内中小企業・小規模企業者

支援内容

概要	補助対象経費	補助金額
新商品、新製品を開発される場合、年間1テーマの開発に要する経費の一部を補助します。	原材料費や外注加工費等、開発に係る経費	対象経費の1/3以内で上限30万円 (町内業者から補助対象等を購入等し、その支払額が補助対象経費の1/2以上の場合の上限額は50万円)
異業種間連携により新技術、新製品を共同開発される場合、開発に要する経費の一部を補助します。		対象経費の1/3以内で上限50万円

04 人材育成事業

事業者が従業員等に対し、事業に不可欠な技術・資格の新規取得や技能習得を目的に外部から講師を招聘する研修を行うための経費の一部を補助します。

対象となる方

外部から講師を招聘し研修を行う町内中小企業・小規模企業者

支援内容

概要	補助対象経費	補助金額
技能習得を目的に外部から講師を招聘する場合、経費の一部を補助します。	講師派遣料	対象経費の1/3以内で上限20万円 ※1回限り
事業主または従業員が事業に不可欠な技術、資格の新規取得を目的とした研修に参加する場合、経費の一部を補助します。	公的機関等が開催する研修会の受講料、教材費	対象経費の1/3以内で上限5万円 ※1企業当たり

05 アンテナショップ支援事業

京都市を除く府外で空き店舗を活用した特産品等の販売促進を行う経費の一部を助成します。

対象となる方

空き店舗を活用した特産品等の販売を希望される町内中小企業・小規模企業者

支援内容

概要	補助対象経費	補助金額
補助対象町内に住所を有し、京都市を除く府外において空き店舗を活用した町の特産品等の販売促進を行う経費の一部を補助します。	店舗の賃借料、改装や設備、機器の購入費	対象経費の1/3 以内で上限50万円

06 知的財産権取得支援事業

自社製品の付加価値化、新技術、新製品の開発促進を図ることを目的に、知的財産権の取得を行った町内中小企業者等に対し、取得に要した経費の一部を補助します。

対象となる方

自社製品の付加価値化、新技術・新製品の開発促進を図ることを目的に、知的財産権の取得を行う町内中小企業・小規模企業者

支援内容

概要	補助対象経費	補助金額
自社製品の付加価値化 新技術・新製品の開発促進 を図ることを目的とした知的 財産権の取得に要した費用 の一部を補助します。	特許権、実用新案権、意匠 権、著作権、商標権等（国 外権利を含む）の取得に係 る費用	対象経費の1/3以内で上限5 万円、1事業所年度内1回限 り、知的財産権取得の日か ら1年以内の申請に限りま す

07 商業活性化支援事業

地域の特色を生かした魅力ある商店街づくりを推進するため、町内の商店街団体等が行う事業に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

地域の特色を生かした魅力ある商店街づくりを行う町内の商店街団体等

支援内容

具体例	補助対象経費	補助金額
商店街等における街路灯・案内看板等の整備 共同利用施設の整備 地域のネットワーク構築に係る調査研究	設備、調査に係る経費等 ※店舗等賃借料の補助対象は、1ヵ月20万円が6ヵ月を上限とします ※国又は京都府の補助金を町が受ける場合は、その金額を上積みします	対象経費の1/3以内（上限300万円）

08 オンライン販売強化支援事業

インターネットを通じて非対面での販売強化、サービス提供に係る事業に要する経費の一部を補助します。

対象となる方

インターネットを通じて非対面での販売強化・サービス提供に係る事業をされる町内中小企業・小規模企業者

支援内容

具体例	補助対象経費	補助金額
専用ECサイト構築にかかる費用 オンラインコンテンツ作成 サイト専用写真の撮影費用等	外注に係る経費、ソフトウェアの購入等	対象経費の1/2以内（上限10万円）

09 リクルーティング強化事業

町内在住者や都市部の学生等を採用するために必要な活動経費の一部を補助します。

対象となる方

雇用の強化を行う町内中小企業・小規模企業者

支援内容

具体例	補助対象経費	補助金額
自社の雇用拡大を目的とした採用活動に要する経費の一部を補助します	旅費、会場使用料、広告宣伝費、展示物制作委託料、運搬料、WEB制作委託料など	対象経費の1/3以内で上限20万円

与謝野町金融支援補助金

01 企業活性化支援利子補給金

次に該当する中小企業者、小規模企業者が設備投資を行った場合、支払われた利子額の一部を補助します。

対象となる方

- ① 保証協会の保証対象業種を営む方
 - ② 経営内容が明らかであること
 - ③ 町内に1年以上居住し、町内にある工場等へ設備投資を行った方
 - ④ 町税等の滞納がない方
- ※すべての要件に該当することが必要です

支援内容

対象設備の基準	利子補給対象の融資	利子補給率
① 経営安定に必要な機械の購入、設置または改造 ② 経営合理化のための工場または店舗の増改築	① 金融機関からの独自の設備資金融資を受けた場合 ② 京都府の制度融資を利用して設備資金融資を受けた場合	借入利率の1.0%を上回る部分を利子補給します 1年度あたりの上限額14万円 (実質金利1.0%。延滞利子は補給対象外)

02 信用保証料補助金

中小企業者、小規模企業者が、次の京都府中小企業融資制度を受けるため、京都信用保証協会へ支払われた信用保証料の一部を補助します。

対象となる方

- ① 町内に6ヵ月以上居住している方
 - ② 町内に主たる事業所を有する方
 - ③ 町税等の滞納がない方
- ※すべての要件に該当することが必要です

支援内容

対象となる融資	利子補給対象の融資	利子補給率
京都府中小企業融資制度に対して京都信用保証協会へ支払われた信用保証料	京都府中小企業融資制度のうち、「一般振興融資」「小規模企業おうえん融資」「経営支援緊急融資」「あんしん借換融資」	信用保証料の40% 1年度あたりの上限額14万円 (借換資金に相当する保証料は除きます。)

与謝野町織物業生産設備補助金

01 与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金



伝統産業である織物業及びその関連産業の振興と発展を図るため、丹後織物工業組合が推薦する事業者が行う生産基盤の整備等の取組に対し支援します。

対象となる方

町内の織物事業所

事業期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

支援内容

対象内容	補助対象経費	補助金額
織物業の商品開発、生産体制の強化等に要する生産設備のうち、織機の幅広化及び広幅専用整経機等の広幅織機関連整備の新設、増設、更新及び改良	機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、その他町長が必要と認める経費等 ※消費税は対象外	補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満切り捨て、上限250万円、下限10万円）ただし、京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金を活用する場合は3分の1以内（上限250万円）

02 与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金



伝統産業である織物業及びその関連産業の振興と発展を図るため、織物業の商品開発、生産体制の強化等に要する生産設備のうち、織機及び整経機等の広幅化に取り組む事業者を支援します。

対象となる方

町内の織物事業所

事業期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

支援内容

対象内容	補助対象経費	補助金額
織物業及び関連産業等の生産基盤を支えるために行う小幅織機設備の新設、更新、改良事業で、丹後織物工業組合が推薦する事業	機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、その他町長が必要と認める経費等 ※消費税は対象外	補助対象経費の3分の1以内の額（千円未満切り捨て、上限250万円、下限10万円）ただし、町および町以外の補助金の交付合計額が補助対象経費の3分の2の額を超えないこと

03 与謝野町織物業小規模生産基盤支援事業補助金



伝統産業である織物業及びその関連産業の振興と発展を図るため、織物業者が行う小規模な生産基盤の整備等の取組を支援します。

対象となる方

町内の織物事業所

事業期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）

支援内容

対象内容	補助対象経費	補助金額
織物業および関連産業等の小規模な生産基盤のために行う織機設備の新設、更新、改良事業	機械装置購入費、備品購入費、外注加工費、運搬費、消耗品購入費、その他町長が必要と認める経費等 ※消費税は対象外	補助対象経費の3分の1以内の額（千円未満切り捨て、上限10万円、下限1万円）ただし、町および町以外の補助金の交付合計額が補助対象経費の3分の2の額を超えないこと

与謝野町WITH・AFTERコロナ対策チャレンジ支援事業



町内事業者のWITH・AFTERコロナへ向けたチャレンジを支援します。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症対策として売上向上を目指す町内中小企業・小規模企業者

支援内容

具体例	補助対象経費	補助金額
① 売上向上に繋がる店舗の増築や改修 ② 商品サービスのデジタル化支援など あくまで例示であり、様々な取組をお待ちしております。	建物建設費、建物改修費、外注委託費、広告宣伝費、備品借上費、機械借上費、備品購入費、機械購入費、ソフトウェア購入費、旅費、専門家の派遣、会場使用料 ※消費税は対象外	対象経費の2/3以内で上限50万円 ただし、町内事業者への発注の場合は、4/5以内に引き上げます。

小規模企業等経営基盤強化支援事業



新型コロナウイルス感染症の影響によって、サプライチェーンや産業構造そのものが大きく変容する中、多くの府内企業においては、部材の内製化や自社製品の販売方法の見直しをはじめ、社内のあらゆる経営資源の活用方法の再検討などの課題対応に迫られている状況です。そこで、人手不足等に起因する生産上の課題解決、WITH・POSTコロナ時代の社会経済環境に対応するため、部材の内製化や販売方法の見直しなどに取り組む小規模企業・中小企業を支援します。

対象となる方

京都府内に拠点を有する中小企業又は小規模企業
※常時使用する従業員20名以下

事業期間

令和3年4月1日（木）～令和4年1月31日（月）
※原則交付決定日以降。ただし、事前着手が認められた場合は、4月1日から可

支援内容

対象事業	補助金額	採択予定
人手不足等に起因する生産上の課題解決、WITH・POSTコロナ時代の社会経済環境に対応するための部材の内製化や販売方法の見直しなどの自社の経営基盤の強化に資する取組	(1)補助率 1/2以内（15%※） ※土地造成費、建物建設費、量産設備は15% (2)補助上限 500万円	小規模事業枠 15～30件程度 中小企業枠 5～10件程度

< 想定内容例 >

WITH・POSTコロナ時代に対応した販売モデル構築のための商品・サービスのデジタル化に資する取組・最新自動化設備等を導入し、熟練技能者の作業負荷軽減を図り、人材育成時間も確保することで、生産性の向上に繋げる取組

※以上は、あくまでも例であり、幅広い申請をお待ちしております

問い合わせ先

公益財団法人京都産業21 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

事業成長支援部 産学公住連携グループ

連絡先 TEL：075-315-9425

FAX：075-315-8926

E-mail：sangaku@ki21.jp

産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業



POSTコロナ時代に向けては少子高齢化に対応したスマート社会の実現や脱炭素社会の実現など持続可能な社会の構築に向けた社会課題解決型のビジネスモデルへの変革が求められています。ビッグデータやAIなど先端技術を駆使することでDXを推進し、社会全体を様々な視点から解析するとともに、産学公がそれぞれの強みを持ち寄り、総合的な観点からの社会課題を解決する新たなビジネス・成長産業を創出する取組を支援します。

I アーリーステージコース（グループ形成）

目標（目指すべきグループ事業像）の設定や実現に向けた勉強会・研究会、セミナー、ワークショップ、市場調査その他の調査、要素技術の可能性検証、技術研修等のグループでの事業を支援

【補助率】 1/2

【補助上限】 120万円以内

II 事業化促進コース（試作・開発、テストマーケティング）

試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等

【補助率】 1/2（15%※）

【補助上限】 100万円以上～2,000万円以下

※土地造成費、建物建設費、量産設備は15%

III 本格的事業展開コース（応用研究等・設備投資、それと連動した販路拡大開拓）

実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資（生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等）、それらと連動した販路開拓等

【補助率】 1/2（15%※）

【補助上限】 2,000万円超～5,000万円以下

※土地造成費、建物建設費、量産設備は15%

< 想定内容例 >

- ・ビッグデータ解析等の先端技術を活用した子育て環境の構築
 - ・脱炭素社会の実現に向けた自然機能産業の振興
 - ・少子高齢社会に対応するデジタルツイン技術を活用した次世代社会インフラの構築
- ※以上は、あくまでも例であり、幅広い申請をお待ちしております

問い合わせ先

公益財団法人京都産業21 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

地域成長支援部 産学公住連携グループ

連絡先 TEL：075-315-9425

FAX：075-315-8926

E-mail：sangaku@ki21.jp

企業連携型ビジネス創出支援事業



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、サプライチェーンの毀損や大きな見直しによる産業構造の変化、一変した暮らしの有り様もたらす市場ニーズの変化など、中小企業をとりまく経営環境は大きな変容を遂げています。そこで、そうした変化に対応するため、業種の垣根等を越えた企業連携グループの形成から新ビジネスの創出に至るまでの取組を支援し、WITHコロナ時代における京都経済の活性化を図ります。

対象となる方

京都府内に拠点を有する2社以上の企業で構成される企業連携グループ※

※中小企業者を代表企業とすること。構成企業には大企業も参画可

I 試作・実証コース

【対象事業】

連携に向けた各企業の経営資源の見直し等に係る勉強会、連携による新事業構築のための市場調査、試作・開発、テストマーケティング等

【補助率】 1/2（15%※）

【補助上限】 120万円

※土地造成費、建物建設費、量産設備は15%

II 事業展開コース（1,000万円以内）

【対象事業】

連携による新事業の実施に向けた試作・開発、販路開拓、生産技術開発、量産・流通体制の整備、広報活動等の取組

【補助率】 1/2（15%※）

【補助上限】 1,000万円

※土地造成費、建物建設費、量産設備は15%

< 想定内容例 >

・ 3D設計データをVR/AR等により可視化するシステムを導入し、遠隔地での受発注企業間の設計相談を可能にするとともに、設計段階からユーザビリティの検証を行い、付加価値の高い製品開発に繋げる取組

・ 金属部品の加工技術と電気制御技術を組み合わせ、部品単位からユニット品単位の受注へと繋げる取組

※以上は、あくまでも例であり、幅広い申請をお待ちしております

問い合わせ先

公益財団法人京都産業21 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

イノベーション推進部 産学公住連携グループ

連絡先 TEL：075-315-9425

FAX：075-315-8926

E-mail：sangaku@ki21.jp

IT導入補助金



中小企業・小規模事業者のみなさまがITツール導入に活用いただける補助金です。

通常枠（A類型 B類型）

中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。

自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。

低感染リスク型ビジネス枠（C類型 D類型）

低感染リスク型ビジネス枠（特別枠：C・D類型）は、新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、ポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けて、労働生産性の向上とともに感染リスクに繋がる業務上での対人接触の機会を低減するような業務形態の非対面化に取り組む中小企業・小規模事業者等に対して、通常枠（A・B類型）よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

対象となる方

中小企業又は小規模企業

補助対象経費

ソフトウェア費、導入関連費、低感染リスク型ビジネス枠（C・D類型）は、左記に加えハードウェアレンタル等が対象）

補助金の上限額・下限額・補助率

	A類型	B類型	C類型	D類型
補助率	1 / 2 以内	1 / 2 以内	2 / 3 以内	2 / 3 以内
上限額・下限額	30万円～150万円未満	150万円～450万円未満	30万円～450万円未満	30万円～150万円未満

問い合わせ先
サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
ナビダイヤル：0570-666-424
IP電話からのお問合せ：042-303-9749
与謝野町商工会
TEL：0772-43-9012

ものづくり補助金



中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

I 一般型

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援

II グローバル展開型

中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援

対象となる方

日本国内に本社及び補助事業の実施場所を有する中小企業者、および特定非営利活動法人

支援内容

I 一般型

支援内容	補助金額	補助上限
中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援	中小企業者 1 / 2 小規模企業者・小規模事業者 2 / 3	1,000万円

II グローバル展開型

支援内容	補助金額	採択予定
中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援（①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業、のいずれかに合致するもの）	中小企業者 1 / 2、 小規模企業者・小規模事業者 2 / 3	3,000万円

補助対象

- ・機械装置・システム構築費・技術導入費 ※上限額 = 補助対象経費総額（税抜き）の3分の1
- ・専門家経費 ※上限額 = 補助対象経費総額（税抜き）の2分の1
- ・運搬費・クラウドサービス利用費・原材料費・外注費 ※上限額 = 補助対象経費総額（税抜き）の2分の1
- ・知的財産権等関連経費 ※上限額 = 補助対象経費総額（税抜き）の3分の1

問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL：050-8880-4053

与謝野町商工会

TEL：0772-43-1020

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等の取組を支援するものです。

I 一般型

小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に 対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

申請期間：令和3年6月4日（金）まで（6次締切）



II 低感染リスク型ビジネス枠

新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

申請期間：令和3年5月12日（金）まで（1次締切）



対象となる方

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人

支援内容

I 一般型

支援内容	補助率	補助金額（上限）
店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など	2 / 3	50万円

II 低感染リスク型ビジネス枠

支援内容	補助率	補助金額（上限）
ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組（オンライン化の為にツール・システムの導入、ECサイト構築費等）や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等） ※感染防止対策費については、補助金総額の1 / 4（最大25万円）を上限に補助対象経費に計上することが可能です	3 / 4	100万円

問い合わせ先

（独）中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業コールセンター

TEL：03-6837-5929

与謝野町商工会

TEL：0772-43-1020

事業再構築補助金



ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

対象となる方

日本国内に本社を有する中小企業等及び中堅企業等
※中堅企業：中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社

申請要件

- ①売上が減っている
- ②新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む
- ③認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

支援内容

中小企業	補助額	補助率
通常枠	100万円～6,000万円	2/3
卒業枠	6,000万円超～1億円	3/4

卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠

中堅企業	補助率	補助金額（上限）
通常枠	100万円～8,000万円	1/2 (4,000万円超は1/3)
グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	1/2

卒業枠：100社限定。以下の要件全てを満たす中堅企業向けの特別枠

- ①直近6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額の年率5.0%以上増加達成を見込む事業計画を策定すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

問い合わせ先

事業再構築補助金コールセンター

ナビダイヤル：0570-012-088

I P 電話用：03-4216-4080

与謝野町商工会

TEL: 0772-43-1020

このガイドブックで紹介する事業に関して、特に説明のない限りは「小規模企業者」「中小企業」について以下のものを指します。

小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

※商業とは卸売業、小売業を指します。

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

中小企業の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下
小売業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下

※上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

※中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業とする場合があります。詳しくは各制度の担当者にお問合せ下さい。

“The promise for our future”

未来への約束

～京都与謝野のひとづくり、しごとづくり、まちづくり～



令和2年3月
与謝野町

<第2期与謝野町ひと・しごと・まち創生総合戦略について>

第2期においては、関係人口³の創出や、AI⁴・IoT⁵などの未来技術の活用、SDGsの理念にも沿った「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のあるやさしい社会、様々な主体による協働社会・共助社会づくりといった視点をより重視し、第1期に引き続き、本町の人口ビジョンで掲げている「2060年以降に16,000人前後で落ちつくおおむね人口維持」を目標に、縮小する社会にあっても、ここに住む人やこの地域が輝き「老若男女がイキイキする与謝野(まち)」づくりを推進していきます。

■ 基本的な考え方

本町では、次の基本的な考え方によりこの総合戦略の取り組みを進めます。

- (1) 常識にとらわれず、チャレンジする姿勢を大事にします
- (2) 多様な価値観を尊重します
- (3) 民間の力を最大限発揮します
- (4) 持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした地方創生を推進します

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年9月に国連で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。「みんなのための・みんなで支える」目標として、与謝野町では何ができるかを考え、あらゆる施策においてSDGsの理念を踏まえ、取り組んでいきます。

³ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

⁴ AI：人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

⁵ IoT：モノのインターネット。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

■ 与謝野町の持続可能な循環型社会

与謝野町の産業を育み、暮らしを支えているのは、大江山連峰から野田川、阿蘇海へとつながる肥沃で豊かな自然環境です。

まちや地域に対する愛情（よさの愛）を持った「ひとづくり」に力を入れながら、この豊かな自然環境を守り、そして、安心安全で恵まれた地域資源を活かし、自発的な挑戦と連携によるさまざまな価値が創出される環境を整え、よさの愛にあふれたキラリと光る人財による基幹産業の農業、織物業を中心とした「しごとづくり」と、限りある地域の資源（ヒト・モノ・カネ）をできるだけ地域の中で最大限に活用する「まちづくり」 — 与謝野で「育ち、学び、働き、暮らす」ことができる持続可能な循環型社会⁶ を創り上げ、次の世代にまちをつないでいきます。

■ 5つの基本目標

本町では高校卒業後の若年層の転出超過が人口減少の最大の原因となっています。若者が町内へ帰ってくる、あるいは訪れる仕組みづくりが重要な視点であることを踏まえ、第1期に引き続き、まちや地域に対する愛情（よさの愛）を持った「ひとづくり」を最重要目標とし、よさの愛にあふれたキラリと光る人財による「しごとづくり」「まちづくり」を推進していくため、5つの基本目標を柱に第2期与謝野町ひと・しごと・まち創生総合戦略をまとめました。

基本目標 1	与謝野を愛し、多様性を認め合いながら、新しいモノやコトを創出する地域人財をつくる ～よさの愛あふれる“よさの ^{ひと} 人”の育成、活躍、そして、チャレンジを応援～
基本目標 2	たすけあう地域ぐるみの出産・子育てを実現 ～子育てするならこのまちで～
基本目標 3	持続可能な与謝野の産業をつくる ～与謝野町中小企業振興基本条例を核とした地域企業の育成～
基本目標 4	まちへの人の流れをつくる ～人と仕事の魅力で、交わる、関わる、集うまち～
基本目標 5	地域と地域が連携し、持続可能なまちをつくる ～新しい時代の流れを力に、つながり助け合って、安心・元気な暮らしを実現～

⁶ 循環型社会：限りある資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

■ 総合戦略の名称について

名称については、一人でも多くの町民に分かりやすく伝え、「自分たちが主役である」と捉えてもらいたいという思いを含め、現在の与謝野町、与謝野町民だけでなく、未来の与謝野町、与謝野町民への約束であるという第1期の思いを引き継ぎ、「未来への約束 “The promise for our future” ～京都与謝野のひとづくり、しごとづくり、まちづくり～」としました。

■ 戦略の実施期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

■ 効果の検証

基本目標それぞれに実現すべき成果に係る指標を設定するとともに、具体的な施策についても効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI）⁷）を設定しました。これらの指標により総合戦略の進捗を毎年度確認、またその効果・成果を評価・検証し、必要に応じて総合戦略を見直すこととします。

⁷ 重要業績評価指標（KPI）：組織の目標達成度を評価するための最も重要な指標。

■ 5つの基本目標_体系図

まちや地域に対する愛情（よさの愛）



1 与謝野を愛し、多様性を認め合いながら、新しいモノやコトを創出する地域人財をつくる

ひと
～よさの愛あふれる“よさの人”の育成、活躍、そして、チャレンジを応援～

- (ア) 地域で育む地域人財の育成
- (イ) チャレンジできる担い手育成
- (ウ) 共感でつながる人の輪づくり



2 たすけあう地域ぐるみの出産・子育てを実現

～子育てするならこのまちで～

- (ア) 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援
- (イ) 保育サービスの充実
- (ウ) 地域における子育て支援
- (エ) 子育て家庭にやさしい環境の整備



3 持続可能な与謝野の産業をつくる

～与謝野町中小企業振興基本条例を核とした地域企業の育成～

- (ア) 地域企業の継続的な生産・経営基盤の確立
- (イ) 産業人財の確保・育成
- (ウ) 地域経済循環の確立
- (エ) 地域資源の情報発信と関係人口の拡大
- (オ) 持続的経済を目指す調査研究



4 まちへの人の流れをつくる

～人と仕事の魅力で、交わる、関わる、集うまち～

- (ア) まちなかの魅力発見、掘起し、そして共感
- (イ) よさの暮らしをイメージする体験型交流の推進
- (ウ) 移住定住支援の強化



5 地域と地域が連携し、持続可能なまちをつくる

～新しい時代の流れを力に、つながり助け合って、安心・元気な暮らしを実現～

- (ア) 地域住民による地域づくりの推進
- (イ) 誰もが暮らしやすい生活環境の整備
- (ウ) 京都府北部広域連携事業の推進、自治体間交流
- (エ) 豊かな自然環境の維持と活用



※基本目標の基本的方向について、主だった持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのアイコンで示しています。

第2期与謝野町ひと・しごと・まち創生総合戦略

第2期においては、関係人口の創出や、AI・IoTなどの未来技術の活用、SDGsの理念にも沿った「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のあるやさしい社会、様々な主体による協働社会・共助社会づくりといった視点をより重視し、第1期に引き続き、本町の人口ビジョンで掲げている「2060年以降に16,000人前後で落ちつくおおむね人口維持」を目標に、縮小する社会にあっても、ここに住む人やこの地域が輝き「老若男女がイキイキする与謝野(まち)」づくりを推進していきます。

■基本的な考え方

本町では、次の基本的な考え方によりこの総合戦略の取り組みを進めます。

- (1) 常識にとらわれず、チャレンジする姿勢を大事にします
- (2) 多様な価値観を尊重します
- (3) 民間の力を最大限発揮します
- (4) 持続可能な開発目標(SDGs)を原動力とした地方創生を推進します

■5つの基本目標

基本目標1

与謝野を愛し、多様性を認め合いながら、新しいモノやコトを創出する地域人財をつくる
～よさの愛あふれる“よさの人”の育成、活躍、そして、チャレンジを応援～

基本目標2

たすけあう地域ぐるみの出産・子育てを実現
～子育てするならこのまちで～

基本目標3

持続可能な与謝野の産業をつくる
～与謝野町中小企業振興基本条例を核とした地域企業の育成～

基本目標4

まちへの人の流れをつくる
～人と仕事の魅力で、交わる、関わる、集うまち～

基本目標5

地域と地域が連携し、持続可能なまちをつくる
～新しい時代の流れを力に、つながり助け合って、安心・元気な暮らしを実現～

基本目標 3

持続可能な与謝野の産業をつくる

～与謝野町中小企業振興基本条例を核とした地域企業の育成～

町内の多様な業種・地域企業の活力と魅力ある地域資源を活かした産業間・企業間等連携を図り、地域企業のさらなる活力と価値を高め続けられる「持続可能な与謝野の産業育成」を推進します。

■ 現状と課題

与謝野町の産業施策の展開や地域資源の魅力を活用した地域ブランドの確立・推進をしていくためには、産業間や関係機関等との情報共有・連携が重要です。併せて、しごと創出・雇用創出については、プロモーションの強化、事業承継、後継者育成、技術伝承などさまざまなステージの課題を解決するための一体的なマネジメント体制・情報発信体制の構築が必要です。

また、与謝野町中小企業振興基本条例を核とした地域企業の発展や産業人財の確保・育成、多様な産業間・業種間連携による新しい価値の創造など、与謝野町ならではの持続可能で元気な産業施策の展開が求められています。

■ 基本的方向

- 与謝野町中小企業振興基本条例を推進します。
- 地域企業の持続的な発展を支援します。
- 産業人財の確保・育成を支援します。
- 地域循環型経済の確立を推進します。
- 地域資源や地域企業の情報発信を行います。

数値目標	基準値	目標値
新規創業件数	28 件 (R1 年度)	48 件 (R6 年度までの累計)
新規就農者数	40 人 (H30 年度)	49 人 (R6 年度までの累計)
町内企業等従業者数減少の抑制	7,658 人 (H28 年:就業者率 60.7%)	6,750 人に留める (R6 年:就業者率 65%目標)
優良農地の確保	777ha (R1 年度)	777ha (R6 年度)

■ 具体的施策と重要業績評価指標（KPI）

（ア）地域企業の継続的な生産・経営基盤の確立

①地域企業の育成

地域とともに歩み、地域の暮らしを支える企業が、自社の魅力・価値を認識し、地域を元気にする、地域で活躍する地域企業の育成を図り、働きがいや生きがいを感じられる環境づくりを推進します。

②チャレンジ喚起

多様な産業・業種等が交流できる場を設け、新たな価値・アイデアの創出、起業・第二創業¹¹などへのチャレンジを喚起します。

③企業誘致の推進

産官学民の空き施設等を活用した企業誘致を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
町内事業所数減少の抑制	1,544 事業所 (H28 年)	1,400 事業所に留める (R6 年: 減少率 10%以内)
経営支援計画書の策定企業数	260 社 (R1 年度)	360 社 (R6 年度までの累計)
設備投資会社数	88 社 (R1 年度)	188 社 (R6 年度までの累計)
創業ゼミ参加者数	36 人 (R1 年度)	61 人 (R6 年度までの累計)
創業・第二創業・事業承継の件数	37 件 (R1 年度)	62 件 (R6 年度までの累計)
企業誘致で創業した企業数	2 社 (R1 年度)	7 社 (R6 年度までの累計)

¹¹ 第二創業：後継者が先代から事業を引き継いだ後に業態転換や新事業を起こすことにより、更なる事業拡大を目指すこと。

(イ) 産業人財の確保・育成

与謝野町内で活躍する地域企業の強みを教育やイベントで体感できる環境づくりを進めるとともに地域企業の魅力を情報発信できる体制を整えて、多様な産業人財の確保・育成を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
人財育成セミナーの参加者数	49 人 (R1 年度)	99 人 (R6 年度までの累計)
京力農場プラン ¹² 策定件数	13 件 (R1 年度)	18 件 (R6 年度までの累計)
丹後就職フェア等就職活動に参加した企業数	21 社 (R1 年度)	71 社 (R6 年度までの累計)
企業 PR イベントに参加した企業数	33 社 (R1 年度)	208 社 (R6 年度までの累計)

(ウ) 地域経済循環の確立

①基幹産業の振興

与謝野町の産業は山・川・海が連なる恵まれた自然環境のもと息づいています。京の豆っこ米をはじめとする自然循環農業やスマート農業¹³等に挑戦し続ける農業、丹後ちりめん¹⁴に代表される絹織物の製造生産で培ってきた高い技術力を持つ織物業など、与謝野町ならではの価値を活かした地域の基幹産業の振興を図ります。

②産業間連携の推進

商業、工業、農林業、観光、福祉、健康、医療、教育、環境等の様々な産業間連携を図り、新たな価値の創出と地域産業発展の可能性を広げます。

③産業イノベーション¹⁴の促進

未来技術を積極的に導入・活用し、多様な掛け合わせ・産業間連携による産業イノベーションを促します。

¹² 京力農場プラン：人・農地プラン。地域の「人と農地」の課題を解決するため、話し合いにより作成する将来の設計図。今後の中心となる農業者や地域の担い手、農地利用のあり方を明確にしたもの。

¹³ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

¹⁴ イノベーション：新製品の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念。狭義には技術革新の意に用いられる。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
織物事業所数減少の抑制	337 事業所 (R1 年度)	230 事業所に留める (R6 年度:毎年減少率 10%以内)
京の豆っこの生産量・京の豆っこ米 の生産面積	287 t・138ha (H30 年度)	334 t・160ha (R6 年度)
地域資源を活用した肥料の開発数	1 件 (R1 年度)	3 件 (R6 年度までの累計)
e-kakashi ¹⁵ 導入件数	15 件 (R1 年度)	15 件 (R6 年度)
産業間連携で生まれた商品数	11 件 (R1 年度)	26 件 (R6 年度までの累計)
地域特性を活かした新たな商品開 発数	19 件 (R1 年度)	34 件 (R6 年度までの累計)
先端設備等導入計画 ¹⁶ の認定数	13 件 (R1 年度)	28 件 (R6 年度までの累計)

(工) 地域資源の情報発信と関係人口の拡大

与謝野町の人・産品など地域資源の魅力を発信します。併せて「町の変化を生み出す」人財を確保するために地域や企業と多様に関わる人財の獲得・確保を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
ホームページ等による地域資源の魅力 発信	50 件 (R1 年度)	100 件 (R6 年度までの累計)
地域の産業や仕事の体験イベント等へ の参加者数 (年間)	5,475 人/年 (R1 年度)	8,000 人/年 (R6 年度)
農家データベースへの登録件数	0 件 (R1 年度)	30 件 (R6 年度までの累計)

¹⁵ e-kakashi：圃場に設置し各種センサーを取り付けて環境を計測する端末。圃場で取得した大量の栽培・環境データを見える化することにより、ベテラン農家の栽培技術を新規参入者へ効率的に継承するサービス。

¹⁶ 先端設備等導入計画：生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。計画の認定を受けた場合は、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。

(オ) 持続的経済を目指す調査研究

産・官・学・民が連携し、地域企業の実態、産業連関表¹⁷、買い物調査などを基に持続可能な与謝野の産業について調査研究を行います。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値
調査研究会議の開催数	0回 (R1 年度)	5回 (R6 年度までの累計)

¹⁷ 産業連関表：産業ごとの生産・販売等の取引額を行列形式にした指標で、ある地域における1年間に、産業（企業）、政府、家計などの経済主体が行った、財貨（モノ）・サービスに関する取引を一覧表にまとめたもの。